

Ⅰ 合理的配慮の提供に向けて

(1) 合理的配慮とは

障害のある子どもが障害のない子どもと平等に教育を受ける権利を享有し行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が行う、必要かつ適当な変更および調整のこと
- ・学校教育を受ける場合に障害のある子どもに対して、個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

である。

(中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」2012. 7)

(2) 合理的配慮の提供のポイント

- ① 本人の実態(特性や困り感等)を正しく把握し、必要かつ適当な配慮を提供しましょう。
- ② 本人・保護者と「建設的な対話」を丁寧に重ねていきましょう。過度の負担となる場合には、負担の少ない形での配慮が行えないか、代替案を検討するようにしましょう。
- ③ 必要に応じて、関係機関※と連携し、専門家からの助言・支援を求めるようにしましょう。
※ 主治医、発達支援センター、特別支援学校、福祉課、放課後等デイサービス事業所、教育委員会等
- ④ 提供した合理的配慮については、個別の教育支援計画等に記載し、配慮が引き継がれるようにしましょう。